

法人税等会計基準改正に伴う改正 連結財務規等、公布

金融庁

去る3月27日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行された。主な内容は次のとおり。

連結財務規等の一部改正

企業会計基準委員会（ASBJ）による企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下、「法人税等会計基準」という）等の改正の公表を踏まえて、連結財務規におけるその他の包括利益に関する注記の「税効果」を「法人税等及び税効果」に改める等の改正がなされた。

また、財規ガイドラインについては、財規において税引前当期純利益・純損失の金額の次に記載する項目とされている「法人税、住民税及び事業税」が「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税」と定義された。連結財務規ガイドラインでも、同様に定義が改められた。

倫理規則新設に伴う改正監査証明 府令等、公布

金融庁

去る3月27日、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布された。この改正に伴い、「監査証明府令ガイドライン」も所要の改正が行われている。主な内容は次のとおり。

監査報告書上での報酬関連事項開示

日本公認会計士協会の「倫理規則」に報酬関連事項の開示に関する規定が新設されたこと等を背景に、監査報告書の記載事項に公認会計士または監査法人が被監査会社から受領する報酬に関連する事項を追加するため、監査証明府令の改正が行われた。

具体的には、次の事項が追加されている。

監査を実施した公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどしてその業務を行う公認会計士若しくは監査法人…（中略）…）に属する者を含む。）が被監査会社等又はその連結子

会社若しくは非連結子会社（被監査会社等が外国会社である場合にあつては、これに相当する会社）から受け取った、又は受け取るべき報酬（当該非連結子会社から受け取った、又は受け取るべき報酬にあつては、監査を実施した公認会計士又は監査法人の独立性の保持に影響を与える」と認めるに足りる相当の理由があるものに限る。）に関する事項

証券などに係るもの
・特定有価証券以外の有価証券（株券など）について有価証券報告書の提出義務を負う非上場会社（一定規模未満のものに限る）が提出するもの

また、次の場合には、参照文言を記載すること等の要件を満たせば、報酬関連事項の記載を省略できることとされた。

- ・連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連事項が記載される場合
- ・完全親会社の連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連事項が記載される場合

施行日

2023年4月1日より施行され、施行の日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等の監査証明について適用される。

国際会計

リースの共通支配取決めに関する ASU、公表

FASB

去る3月27日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2023-01「リース（トピック842）―共通支配取決め」（以下、

施行日
公布の日（2023年3月27日）より施行されている。

- 2022年9月22日公表
IFRS 16号「リース」の修正
- 2022年10月31日公表
IAS 1号「財務諸表の表示」の修正

「本ASU」という)を公表した。本ASUは、2016年に発行されたリースの新基準書(ASU 2016-02)の導入後のレビューでの、関係者からの共通支配下の企業間のリースに関連する指摘に対応したものである。

本ASUの内容

本ASUでの改訂の内容は次のとおりである。

- (1) リースが存在するかどうかの判断にあたり考慮すべき条件(Terms and conditions)とそのリースの分類と会計処理改正前は、共通支配下でない企業間と同様に、法的に執行可能な条件を基礎にリースが存在するかどうかの決定を行うとされていた。

本ASUは、私企業と非営利組織について、リースが存在するかどうかの決定にあたり、共通支配下の企業間の契約での書

面の条件を使用するという「実務的な簡便法」を提供し、リースに該当する場合の分類と会計処理を規定している。

(2) 建物付属設備(Leasehold improvements)の会計処理

改正前では、すべての「借手」は、リースに関連する建物付属設備を「残余のリース期間」と「建物付属設備の耐用年数」の短いほうの期間にわたり、償却するとされていた。

本ASUは、すべての企業について、共通支配下の企業間のリースに関連する建物付属設備の会計処理を変更し、「借手」がリース資産の使用を管理している限り、建物付属設備は「借手」の経済的耐用年数にわたって償却される。

適用関係

本ASUは、2023年12月16日以降に開始する年度から適用され、早期適用は認められる。

**国際会計
税額控除プログラムへの投資に関するASU、公表—FASB**

去る3月29日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2023-02「投資—持分法とジョイント・ベンチャー(トピック)

323) — 比例償却法を使用した税額控除の構造への投資の会計処理」(以下、「本ASU」とい

う)を公表した。

**経理に効く
法律雑学**

難解な限定承認

弁護士
白川 敬裕

相続が発生した場合、相続人には、①相続する、②相続を放棄する、③限定承認をするという選択肢があります。原則として相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に選択する必要がある(民法915①)。相続を放棄する場合は、家庭裁判所への申述(相続放棄申述書などの提出)が必要になります。

「限定承認」というのは、「遺産を清算してプラスの財産が残れば、これを相続できる」、「結果としてマイナスの負債が残れば、その支払責任を免れる」という制度です。限定承認をする場合、相続人全員で家庭裁判所に申述する必要があります(民法923)。

限定承認は、相続人にとってメリットのある制度ですが、難解なプロセスを踏む必要があります。具体的には、次のような破産等の清算手続と似た手続となります。

- (1) 家庭裁判所が限定承認を受け、
- (2) 家庭裁判所が相続人のなかから相続財産清算人を選任(以後は、相続財産清算人が手続を遂行)。
- (3) 官報に債権届の公告。すでに知っている債権者に対して

は、個別に内容証明郵便で債権届を催告。配当に向け、債権者一覧を作成。

- (4) 債権者への配当に向け、遺産を換価。具体的には、遺産の預貯金を、専用の管理口座に移す。不動産については競売の申立てをする。なお、不動産等については、裁判所に鑑定してもらった金額で、相続人自身が買い取ることも可能。
- (5) 債権届の金額に従って配当する。
- (6) 最終的に遺産が残れば、これを相続人が取得できる。

限定承認の手続において、不動産の売却は「競売」と定められており、例外的に、裁判所が鑑定した金額であれば、相続人自身による買取りが認められています(民法932)。

限定承認の場合、法律では、第三者への任意売却は認められていません(すべての債権者の同意を得たうえで不動産を任意売却するケースもあるようですが、限定承認者にとって損害賠償請求されるリスクもあります)。

競売申立ての費用や、競売までの固定資産税などは、「相続財

産に関する費用」として相続財産から支出できます(民法885)。限定承認の場合、限定承認をしたときに時価で資産の譲渡がされたものとして、譲渡所得税(みなし資産譲渡所得税)が課せられます(この税金も負債ですから、相続財産から支出されます)。

債権届のあった債権の存否に争いがある場合、債権者は限定承認者を被告として、民事訴訟を提起することになります。債権者が勝訴した場合の本文は、「相続財産の範囲で、元金〇円、及び、支払済みまでの遅延損害金を支払」となります。

遅延損害金は、理論上、支払日(すなわち配当日)までの金額を計算すべきですが、実務上は「債権者が債権届に記載した金額」に沿って配当することになります。もっとも、厳密な債権者から「債権届は届出時点の遅延損害金を記入した。配当日までの遅延損害金を含めて配当してほしい」という申出があった場合は、配当日の金額に沿って計算せざるを得ません。

このように限定承認は、相続人にとって負担の大きい手続ですので、実務上は、あまり利用されていないのが現状です。

5

現行では、特定の税額控除プログラムへの投資に比例償却法 (proportional amortization method) を適用する選択を認めている。

本ASUの内容

本ASUは、一定の条件を満たす限り、税額控除プログラムに關係なく、税額控除を受けることが主目的の持分投資に、比例償却法を使用する会計処理の選択を認めている。

また、本ASUは、比例償却法を適用した投資に関して、「投資の概要」と「投資と関連する税額控除が財政状態と経営成績に及ぼす影響」の開示を要求している。

適用関係

本ASUは、2023年12月16日以降に開始する年度と期中期間から適用される。

期中期間での早期適用は認められる。

国際会計

暗号資産の会計処理・開示に関するASU案、公表

— FASB

去る3月23日、FASBは会計基準アップデート (ASU) の公開草案「無形固定資産—のれんとその他の無形固定資産—暗号資産 (サブ・トピックス 350—60) —暗号資産の会計処理と開示」(以下、「本公開草案」という) を公表した。

本公開草案の内容

公開草案では、「サブ・トピックス 350—60」を新設し、暗号資産を年度末に公正価値で測

定し、公正価値の変動を損益で認識する。

本公開草案での暗号資産は、次の規準を満たしたものである。

- ・無形資産の定義を満たす
- ・資産保有者に基礎となる物品、サービス、またはその他の資産についての遂行可能な権利を提供しない
- ・ブロック・チェーン技術を基礎にした分散型帳簿で作成された、または分散型帳簿に存在する
- ・暗号化を通じて保証されている
- ・代替可能 (fungible)
- ・報告企業により作成または発行されたものではない

また、暗号資産について、年度と期中期間の双方の開示を強化している (概要、増減表など)。

適用関係・コメント期限

公開草案の適用日は未定であるが、適用年度の期首の剰余金に累積的影響額を反映させることを要求しており、早期適用は認められる。

コメント期限は2023年6月6日である。

金融

シリコンバレー銀行破綻の教訓

米連邦準備制度理事会 (FRB) のバー金融監督担当副議長は3月29日の米下院金融サービス委員会で、米地銀シリコンバレー銀行 (SVB) の破綻について、次のように述べた。破綻理由は経営の失敗の典型例で、同行は技術とベンチャーキャピタル (VC) 部門を対象としたビジネスモデルを持ち、2020年から2022年の間に資産規模が3倍に急成長し、急増した預金を長期証券に投資して利益を増加させた一方、負債のリスクの管理を怠った。これらの負債は主にVC企業からの預金であり、通常、給与や運営費用を支払うためのものだ。

3月8日にSVBが流動性確保の目的で証券を売却、18億ドルの損失を計上し、翌週の資本調達予定の発表が取りつけ騒ぎの発端になった。短期で調達し、長期で運用していたのだ。

バイデン大統領は今回のSVB破綻の原因をランプ政権時代の規制緩和によるものとして、緩和撤回と厳格なストレステスト (健全性審査) の検討を主張したが、政治要因以前の問題がある。量的金融緩和策が拡大しFRBのバランスシート (総資産) が、2019年末の感染症拡大前の4兆ドルから直近で9兆ドルまで拡大した点、ランプ政権の責任を主張するバイデン政権も、政権発足直後から1.9兆ドルのパンデミック対策案を策定し、国民1人当たり3回の合計3、200ドル (約40万円) の給付金を支給した点が、インフレ高進を招いた。その資金の一部が銀行預金に流入し、銀行の債券投資額急増に加えて昨今の急激な利上げがあり、債券投資の損失拡大に至った。

ランプ政権の規制緩和よりも、この財政・金融のインフレ政策の流れが大きな要因だと思われる。バー副議長やバイデン大統領のように銀行規制も必要だが、量的金融緩和策や財政拡張政策の負の面に対する対応策も議論すべきだろう。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年 3月24日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和5年度)	金融庁	有報の作成・提出に際しての留意事項としては、2023年1月施行のサステナビリティの取組み、CGに関する開示府令等の改正が挙げられている。レビューの重点テーマはサステナビリティに関する企業の取組みの開示となっている。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-3/20230324-3.html	—
2023年 3月24日	「記述情報の開示の好事例集2022」の更新	金融庁	新たに「コーポレート・ガバナンスの概要」、「監査の状況」、「役員の報酬等」および「株式の保有状況」に関する開示の好事例を追加するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230324/20230324.html	—
2023年 3月27日	知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン(略称：知財・無形資産ガバナンスガイドライン) Ver.2.0	内閣府・経済産業省	企業・投資家・金融機関が、相互の価値協創を通じて、思考構造のギャップを埋め、企業価値の創造に資する知財・無形資産の投資・活用を実行するために、「5つのプリンスプル(原則)」、「7つのアクション」、「コミュニケーション・フレームワーク」を示したもの。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titekai2/tyousakai/tousi_kentokai/governance_guideline_v2.html	—
2023年 3月31日	実務対応報告44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」	ASBJ	令和5年度税制改正の「所得税法等の一部を改正する法律」(2023年3月28日成立)において創設された「グローバル・ミニマム課税制度」について、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度および事業年度の決算に係る税効果会計の適用に関して当面の取扱いを示すもの。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2023/2023-0331.html	—
2023年 3月31日	「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—(2023年3月時点版)	経済産業省	「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(2022年7月改訂)の内容を踏まえ、従業員に自社株報酬を付与する場合のQ&Aの追加を中心に見直されたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331008/20230331008.html	—
2023年 3月31日	消費税法基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和5年度税制改正に伴う消費税関係法令の一部改正等に伴い、所要の整備を図るもの。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shohi/kaisei/230331/index.htm	—
2023年 3月31日	法律3号 所得税法等の一部を改正する法律 等		令和5年度税制改正として、研究開発税制の見直し、グローバル・ミニマム課税の導入、適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置、および電子帳簿保存制度の見直し等が行われている。 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/index.htm	—

証券

新年度入りの株式市場と株価

4月を迎え、新年度入りである。東証プライム市場のおよそ70%の企業の収益は、4月スタート、翌年3月決算で集計されるため、新年度当初の株価や企業業績の初動状況は多くの投資家が緊張感を持ってみている。日経平均は前年度末の3月、アメリカの代表的株価指数S&P500とほぼ同じ動きであったが、下旬の株価上昇の勢いはS&P500が勝っていた。背景には、当時の日米景気、企業業績等でアメリカのほうが良好とみなされていた可能性がある。

近時、日本の株式市場のファンダメンタルズは、どうも明確な方向性に欠けるのである。ようやくコロナ禍から解放され、景気回復へ向かうと期待されたが、製造業、非製造業の足並みが揃わず、全体的な回復力は弱い。景気の後押しが期待される金融政策は、10年ぶりの日本銀行総裁交替のため、先行き不透明感が強まっている。金融政策と強い関わりがあり、企業収益に大きな影響を及ぼす円相場も、今後の動向を展望するこ

と難しい状況だ。弱い民間需要をカバーするところが期待される財政支出は、新年度の予算規模こそ114兆円(前年度比6.3%増)と過去最大だが、社会保障費、国債費等が中心のため、景気へのプラスの寄与を期待する声は聞かれない。

新年度初めの経済見通しが上方修正されるとしたら、アメリカ、中国など海外経済が力強さを増し、輸出の増加、企業の海外子会社の収益好転などが実現した際である。中国は政府自身が経済成長率の目標を引き下げたため、その実現を期待できそうだが、アメリカは金利ピークアウトや景気後退回避等のシナリオが実現するか微妙である。

こうした曖昧さに満ちた経済・金融情勢のもとでは、株価の方向性も定まらない。それでも、アメリカ株価が暴落といった事態にならない限り、日本市場も世界同時の株価動向に何とか追随することは可能であろう。